

発議第 6 号

議案第 76 号 松阪市自転車の放置防止に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議について

議案第 76 号 松阪市自転車の放置防止に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 20 日 提出

松阪市議会議員	市 野 幸 男
	野 呂 一 平
	奥 出 かよ子
	東 村 佳 子
	田 中 正 浩
	沖 和 哉
	海 住 恒 幸

議案第 76 号 松阪市自転車の放置防止に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議

本条例の一部改正については、市内における自転車の放置対策の必要性や、市民の安全確保、景観保持の観点から一定の意義があるものと認め、環境福祉委員会委員としてこれを了承するものである。

しかしながら、当該条例は昭和 60 年に制定されて以降、社会情勢や交通環境の変化に十分に対応してこなかったこと、また本改正においても、運用の実効性や市民への周知および理解を得るための仕組みが不十分である点について、以下のとおり改善を求める。

1. 市が管理する自転車駐車場という表現が曖昧であることから、市営自転車駐車場の設置場所、利用方法などについて、わかりやすく整理した広報資料を作成し、他の公共自転車駐車場等との管理に誤解や混乱が生じないように丁寧な周知広報を行うこと。

2. 撤去料（1,000 円）の設定金額については、実情に応じて検討されたい。

3. 市が管理する公共施設や都市公園等に付随する自転車駐車場等での放置自転車の取扱いについて、部局をまたいだ協議を進め、自転車駐車場管理に関する対応を全市として取り組まれない。

4. 社会状況を反映した自転車利用環境の整備につながるよう、包括的な自転車政策を検討されたい。

以上、決議する。